

生徒心得

1 服装規定について

人の品位はまずその容姿にあらわれることを自覚し、常に本校の生徒として品位ある服装を保ち、決して華美にならないように心がけなければならない。

(1) 冬季の服装 (○：全員購入、△：どちらかを購入、×：設定なし)

男女ともに本校指定の制服を着用する。本校指定の冬の服装とは、下記のものとする。

冬 季	男 子		女 子	
上 衣	○	詰襟 (濃紺)	○	シングルのブレザー (濃紺)
シャツ	○	長袖シャツ (白、エンブレム入り)	○	長袖ブラウス (白、エンブレム入り)
下 衣	○	冬スラックス (濃紺)	△ △	プリーツスカート (濃紺) 冬スラックス (濃紺)
ニットセーター	○	Vネックセーター (グレー色、エンブレム入り)	○	Vネックセーター (グレー色、エンブレム入り)
リボン・ネクタイ	×		△	紺・白等のストライプ

(2) 夏季の服装・その他

男女ともに本校指定の制服を着用する。本校指定の夏の服装とは、下記のものとする。

夏 季	男 子		女 子	
シャツ	△	半袖シャツ (白、エンブレム入り) [長袖シャツ着用可]	△	半袖ブラウス (白、エンブレム入り) [長袖ブラウス着用可]
下 衣	△	夏スラックス (濃紺) [冬スラックス着用可]	△	夏スカート (濃紺) [冬スカート着用可] または 夏スラックス (濃紺)
ベスト	△	ニットベスト (グレー色、エンブレム入り)	△	ニットベスト (グレー色、エンブレム入り)

(3) その他の服装など

- ① 靴下は男女とも黒、紺、グレー、白の単色の無地またはワンポイントとする。
- ② 女子ストッキングを着用する場合は、ベージュ色または黒色のものを着用する。
- ③ コート (防寒着) を着用する場合は、華美でないものを着用する。
- ④ 上履きは本校指定のスリッパを使用する。
- ⑤ 通学靴は、男女とも運動靴、または茶色・黒色を主体とする革靴とする。ただし、むやみにかかとの高いものやその他華美なものをは使用してはならない。(クロックスは不可)
- ⑥ 式典・全体集会等の服装はフォーマル (指定制服、紺または黒の靴下) とする。

(4) 頭髪

地毛に手を加えてはならない。

(5) 装飾品など

装飾品 (ネックレス・指輪・エクステ・ピアス) などは身につけてはならない。また、口紅、まつ毛エクステ、アイプチ、マニキュアなど化粧をしてはならない。

2 校内生活について

- (1) 学校生活に必要なでないものや、必要以上の金銭を持たないようにすること。(自己管理の徹底)
- (2) 放課後以外の休み時間は校外へ出ないこと。やむを得ず外出しなければならないときは、ホームルーム担任に届け出て許可を得ること。(外出許可証を携帯すること)

3 登下校について

- (1) バイクによる通学は禁止する。(原付免許取得禁止)
- (2) 登校は8時35分までに教室に入ること。
- (3) 自転車通学については、交通ルール・マナーを守り余裕を持って、安全に通学すること。特に、傘差し運転 2人乗り・並列通行・右側通行・イヤフォン着用・スマホや携帯を操作しながらの運転などはしてはならない。

4 校外生活について

- (1) 夜10時以後の外出は禁止する。(滋賀県青少年保護条例により補導の対象となる)
- (2) アルバイト (長期休業中)、野外活動、旅行、外泊などを行う場合は必ずHR担任を経て生徒課に届け出なければならない。アルバイトについては課業期間中は原則として認めない。

5 保健衛生について

- (1) 常に身体を清潔にし、規則正しい生活を行うとともに、体力の向上を図ること。
- (2) 負傷、発病をした場合は、すみやかに教職員に連絡し必要な手当を受けること。
 - ① 学校管理下での事故は、(独)日本スポーツ振興センターの給付の対象となるので、すみやかにHR担任または部活動顧問に届け出ること。
 - ② 学校感染症にかかったときは、所定の届と証明書を添えてHR担任に提出すること。
- (3) よい環境をつくるため、校内の整備、清掃、美化に積極的につとめること。